

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次
高知県人事委員会公告

ページ

○高知県職員等採用上級試験の実施

1

人事委員会公告

高知県職員等採用上級試験を次のとおり行う。
平成27年4月20日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分	採用予定人員	勤務先
行政	20名	知事部局等の本庁又は出先機関
警察事務	3名	警察本部各課又は各警察署等
学校事務	9名	県立学校又は市町村立小中学校等
土木	16名	知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関（土木事務所等）
建築	2名	
農業	10名	知事部局（農業振興部）等の本庁又は出先機関（農業振興センター、農業技術センター等）
畜産	1名	知事部局（農業振興部）等の本庁又は出先機関（家畜保健衛生所、畜産試験場等）
林業	7名	知事部局（林業振興・

		環境部）等の本庁又は出先機関（林業事務所、森林技術センター等）
水産	3名	知事部局（水産振興部）等の本庁又は出先機関（漁業指導所、水産試験場等）
化学	2名	知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、試験研究機関等）
電気	4名	知事部局（土木部）等の本庁若しくは出先機関（ダム管理事務所等）又は公営企業局（本局、発電管理事務所等）
社会福祉（児童福祉）	3名	知事部局（地域福祉部）等の本庁又は出先機関（児童相談所、福祉保健所、希望が丘学園等）
社会福祉（心理）	2名	

(1) 「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する者は、3つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。

(2) 点字問題による受験は、「行政」及び「学校事務」に限る。

2 受験資格

(1)から(4)までのいずれにも該当する者。ただし、「警察事務」を受験する者は、(2)については、ア（日本国籍を有する者）に該当する者に限る。

(1) 年齢等

昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた者で学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業したもの若しくは平成28年3月31日までに卒業見込みのもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

に定められている永住者
ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者
(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす者
ア 「社会福祉（児童福祉）」については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号のいずれかに該当する児童福祉司の任用資格を有する者又は平成28年3月31日までに取得見込みの者
イ 「社会福祉（心理）」については、学校教育法の規定による4年制の大学若しくは大学院において心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した（修了した）者又は平成28年3月31日までに卒業（修了）見込みの者

3 受験手続

(1) 受付期間

平成27年5月8日（金）から同月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成27年5月25日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

4 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
第1次試	教養試験	平成27年6月28日（日）午前9時か

験	専門試験	ら午後3時15分頃まで 高知試験会場 高知市棧橋通六丁目2-1 高知県立高知南高等学校 東京試験会場 東京都文京区春日一丁目13-27 中央大学理工学部
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成26年7月18日（土）から同年8月10日（月）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能に関する筆記試験
専門試験	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等に関する筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に関する識見、判断力、思考力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査（健康診断書の提出を求める。）

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

なお、辞退があった場合に限り、合格者の追加発表を行うことがある。

7 採用等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、受験資格として任用資格の取得が定められている試験区分については、採用候補者名簿に登載されても、当該任用資格を2の(4)に規定する所定の日までに取得しなければ、採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成28年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。ただし、「警察事務」に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。

8 給与

平成27年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、大学等を卒業した者で177,600円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。